

物 件 調 査 書

物件番号 707

所在地		山口県山陽小野田市大字埴生字江尻 2038番10					
住居表示							
現況地目 及び面積等		宅地	167.32 m ²			工作物	—
						立木竹	—
登記簿	地番	2038番10					
	地目	宅地					
	数量	167.32m ²					
記載事項	地番						
	地目						
	数量						
接面道路 の状況		下記参考事項欄のとおり					
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域内（非線引）					
		用途地域	第一種住居地域				
		地域・地区	指定なし				
		建ぺい率	60%				
		容積率	200%				
		高度制限	指定なし				
	防火指定	指定なし					
その他	建築基準法第43条第2項2号（特例許可）						
*別葉「補足説明事項」参照							
私道の負担等 に関する事項		私道負担	無	負担の内容			
		道路後退	無	負担の内容			
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の 特別負担の有無	
	電気	接面道路配線	有	—		—	
	公営水道	接面道路配管	有	下記参考事項のとおり		無	
	公共下水道	接面道路配管	無	整備区域外 浄化槽要		未定	
	都市ガス	接面道路配管	無	未定		未定	
交通機関	鉄道等	JR山陽本線 埴生駅の 南西方 約1.6km 徒歩20分					
	バス	サンデン交通バス 東糸根停留所の 北東方 約0.5km 徒歩7分					
公共施設	山陽小野田市役所埴生支所			埴生小中一貫校			
参考事項	別紙を参照してください。						

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、
現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

【売却物件の補足事項】

- ・本地内には切株があり、現状有姿（そのままの姿）で引き渡しをします。

【「接面道路の状況」欄の補足説明】

・本地北西側の市管理道路は、建築基準法第42条第2項道路に指定されていますが、本地の手前までしか指定されていません。したがって、本地の接面道路は、建築基準法上の道路ではありません。このため、建物建築にあたっては、建築基準法第43条第2項第2号による県知事の許可が必要です。詳細は山口県宇部土木建築事務所建築住宅課（電話0837-52-1660）へお問い合わせください。

【「供給処理施設の概要」欄の補足説明】

・公営水道は、本地北西側の市管理道路に公設管（50mm）が敷設されていますが、本地内に給水管が引き込まれているかは不明です。詳細は山陽小野田市水道局施設維持課（電話0836-83-4111）へお問い合わせください。
・本地は、公共下水道整備区域外のため、建物を建築する場合には浄化槽の設置が必要となりますが、自己の住居を目的とした住宅に対して浄化槽を設置する場合には、山陽小野田市の浄化槽補助金の交付を受けることができる場合があります。詳細は、山陽小野田市建設部下水道課（電話0836-82-1164）へお問い合わせください。

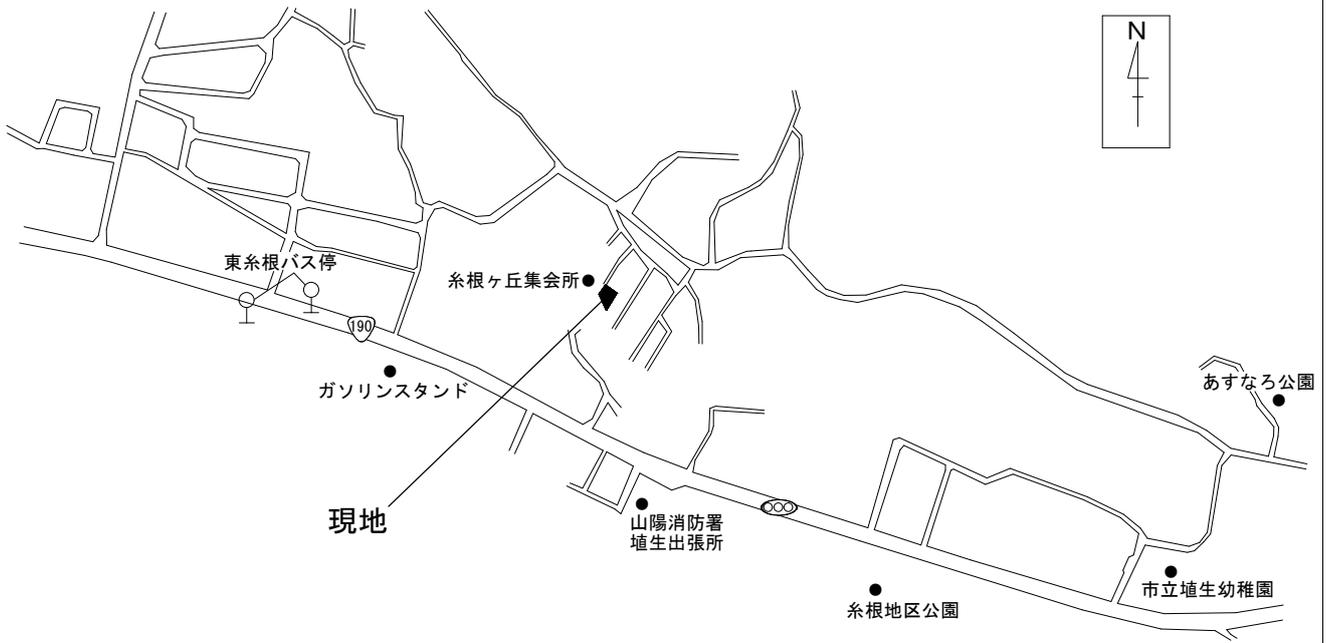
【防災情報】

・本地は、水防法に基づき作成された水害ハザードマップにおける浸水想定区域に該当しません。詳細については山口財務事務所管財課の閲覧資料（山陽小野田市水害ハザードマップ）をご確認ください。なお、水害ハザードマップに記載された浸水想定区域に該当しないことをもって、水害リスクがないことを示すものではありません。水害ハザードマップに記載されている内容については、今後変更される場合がありますので、詳細は山陽小野田市総務部総務課（電話0836-82-1122）へお問い合わせください。
・本地に係る防災情報は、ホームページ（<https://disaportal.gsi.go.jp>）でご確認ください。

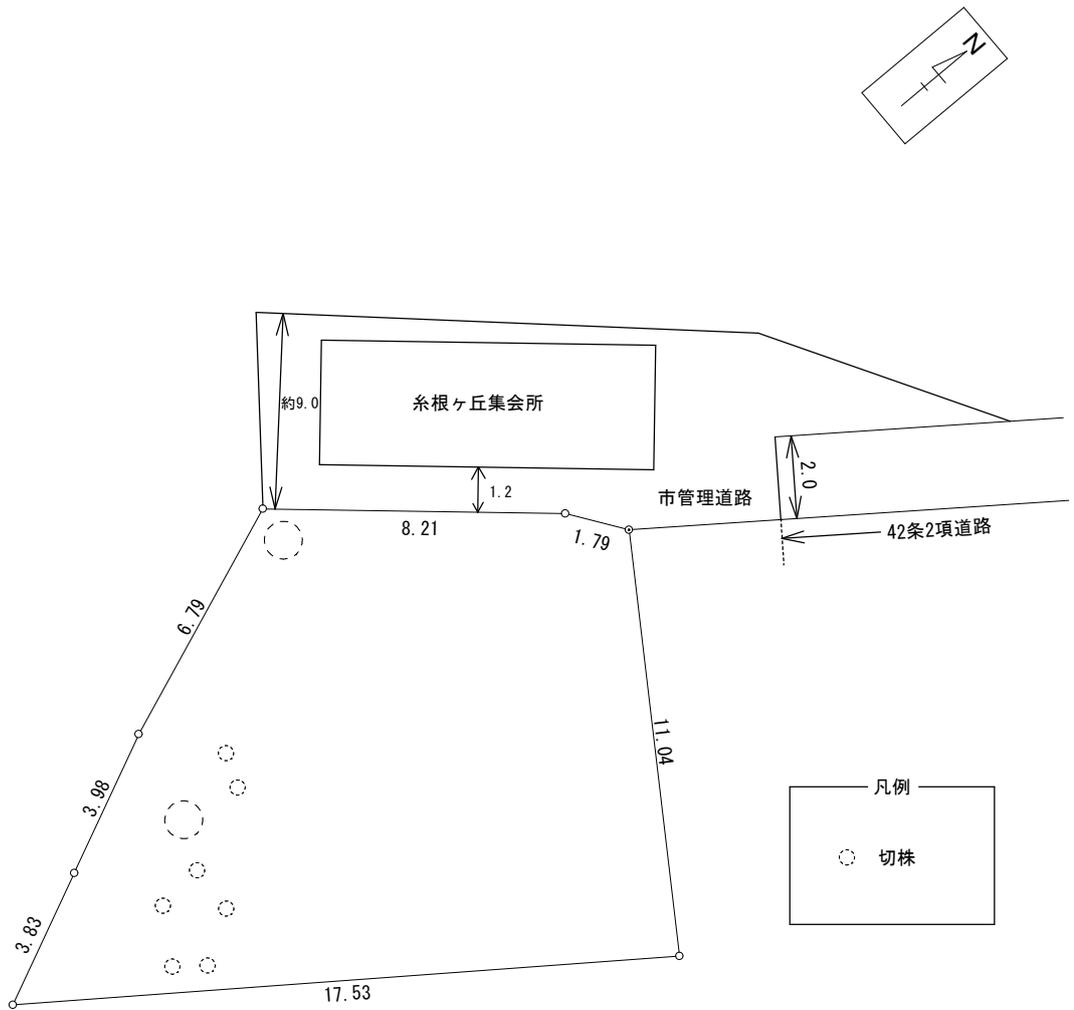
【その他】

- ・本地北西側の市管理道路上に糸根ヶ丘集会所が建築されています。詳細は、山陽小野田市協創部市民活動推進課（電話0836-82-1134）へお問い合わせください。
- ・本地は、南西側隣接地より最大1.0m高くなっています。

案 内 図



明 細 図



単位：メートル

※工作物や樹木の越境等については、極力明細図に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。
物件は、現状有姿の引渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において現地等の調査確認を行ってください。